告示

○金融庁告示第七十四号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条から第八十八条までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月八日

金融庁長官　森　信親

（保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第一条　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「第三号に掲げる額」の下に「及び再保険契約（次に掲げる要件の全てに該当するものをいい、規則第七十一条第三項に規定する再保険に係るものを除く。以下この項及び第一条の三において同じ。）に係る未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいい、外国保険会社等及び引受社員を除く。）をいう。以下この項及び第一条の三において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。以下この項及び第一条の三において同じ。）の残高」を加え、同項に次の各号を加える。

一　未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

二　保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

第一条の二の前に見出しとして「（控除項目）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三　受再保険会社が一方的に解約できる旨（保険会社の再保険料の不払いによる場合を除く。）が定められている再保険契約における法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算に当たっては、当該再保険契約に係る未償却出再手数料の残高を控除するものとする。

別表第十六の備考を次のように改める。

1．損害保険会社にあっては、家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る額を除く。

2．第一条の三の規定により控除される額に相当する額を除く。

（保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第二条　保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三号及び第四号に掲げる額」の下に「並びに再保険契約（単体告示第一条第五項に規定する再保険契約をいう。第三条の二において同じ。）に係る未償却出再手数料（同項に規定する未償却出再手数料をいう。同条において同じ。）の残高（保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係るものに限る。）」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。）が一方的に解約できる旨（保険会社の再保険料の不払いによる場合を除く。）が定められている再保険契約における法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算に当たっては、当該再保険契約に係る未償却出再手数料の残高（保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係るものに限る。）を控除するものとする。

別表第二十二の備考に次のように加える。

3　第三条の二の規定により控除される額に相当する額を除く。

附　則

1　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

2　第一条の規定による改正後の保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件第一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「付した部分」とあるのは「付した部分（平成二十七年三月三十一日以前に付した部分を除く。）」とする。

3　第二条の規定による改正後の保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件第二条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「同項」とあるのは「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十七年金融庁告示第七十四号）附則第二項において読み替えて適用する単体告示第一条第五項」とする。

○財務省告示第三百十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月八日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百五十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。